

(お知らせ)

令和 5 年 6 月 15 日
防衛省
内閣官房

1. 北朝鮮は本日 19 時台、北朝鮮西岸付近から、少なくとも 2 発の弾道ミサイルを、東方向に向けて発射しました。当該弾道ミサイルは変則軌道で飛翔した可能性があり、引き続き分析中です。
 - ① 19 時 24 分頃発射し、約 11 分飛翔し、19 時 35 分頃、石川県の舳倉島^{（へぐらじま）}の北北西約 250 km の日本海（我が国の排他的経済水域（EEZ）内）に落下したものと推定。飛翔距離は約 850 km、また最高高度は約 50 km 程度と推定されます。
 - ② 19 時 36 分頃発射し、約 11 分飛翔し、19 時 47 分頃、石川県の舳倉島の北北西約 250 km の日本海（我が国の排他的経済水域（EEZ）内）に落下したものと推定。飛翔距離は約 900 km、また最高高度は約 50 km 程度と推定されます。
2. 政府より、付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていません。
3. 総理には、本件について直ちに報告を行い、
 - ① 情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
 - ② 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
 - ③ 不測の事態に備え、万全の態勢をとることの 3 点について指示がありました。
4. 政府においては、官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行いました。また、本日、国家安全保障会議を開催し、情報の集約及び対応について協議を行いました。

5. また、防衛省においては、防衛大臣が総理指示を受け、
- ① 米国、韓国等と緊密に連携しつつ、情報収集・分析に全力を挙げること
 - ② 不測の事態の発生に備え、引き続き警戒監視に万全を期すことの2点について指示を出しました。
6. これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものです。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものであり、加えて、今般北朝鮮が発射した弾道ミサイルが我が国のEEZ内に落下したことにもかんがみても、国民の安全に関わる重大な問題です。我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難しました。
7. 国民の生命・財産を守り抜くため、引き続き、米国や韓国等の関係国とも緊密に連携し、情報の収集・分析及び警戒監視に全力をあげるとともに、今後追加して公表すべき情報を入手した場合には、速やかに発表することとします。

